

尼崎市今福・杭瀬寺島地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和元年 10 月 9 日

尼崎市長 稲 村 和 美

## 尼崎市規則第 29 号

尼崎市今福・杭瀬寺島地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(尼崎市今福・杭瀬寺島地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 尼崎市今福・杭瀬寺島地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則(平成 23 年尼崎市規則第 53 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号にエ及びオとして次のように加える。

エ 増築又は改築に係る部分の外壁の開口部(法第 86 条の 4 各号のいずれかに該当する既存不適格建築物の外壁の開口部を除く。以下同じ。)で延焼のおそれのある部分に 20 分間防火設備(建築基準法施行令第 137 条の 10 第 4 号に規定する 20 分間防火設備をいう。以下同じ。)を設けること。

オ 増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に 20 分間防火設備が設けられていること。

(尼崎市潮江地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 尼崎市潮江地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則(平成 23 年尼崎市規則第 54 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号にエ及びオとして次のように加える。

エ 増築又は改築に係る部分の外壁の開口部(法第 86 条の 4 各号のいずれかに該当する既存不適格建築物の外壁の開口部を除く。以下同じ。)で延焼のおそれのある部分に 20 分間防火設

備（建築基準法施行令第137条の10第4号に規定する20分間防火設備をいう。以下同じ。）を設けること。

オ 増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に20分間防火設備が設けられていること。

（尼崎市浜地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 尼崎市浜地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（平成23年尼崎市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号にエ及びオとして次のように加える。

エ 増築又は改築に係る部分の外壁の開口部（法第86条の4各号のいずれかに該当する既存不適格建築物の外壁の開口部を除く。以下同じ。）で延焼のおそれのある部分に20分間防火設備（建築基準法施行令第137条の10第4号に規定する20分間防火設備をいう。以下同じ。）を設けること。

オ 増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に20分間防火設備が設けられていること。

（尼崎市戸ノ内町北地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 尼崎市戸ノ内町北地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（平成25年尼崎市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号にエ及びオとして次のように加える。

エ 増築又は改築に係る部分の外壁の開口部（法第86条の4各号のいずれかに該当する既存不適格建築物の外壁の開口部を除く。以下同じ。）で延焼のおそれのある部分に20分間防火設備（建築基準法施行令第137条の10第4号に規定する20分間防火設備をいう。以下同じ。）を設けること。

オ 増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に20分間防火設備が設けられていること。

(尼崎市下坂部川出地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 尼崎市下坂部川出地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則(平成30年尼崎市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号にエ及びオとして次のように加える。

エ 増築又は改築に係る部分の外壁の開口部(法第86条の4各号のいずれかに該当する既存不適格建築物の外壁の開口部を除く。以下同じ。)で延焼のおそれのある部分に20分間防火設備(建築基準法施行令第137条の10第4号に規定する20分間防火設備をいう。以下同じ。)を設けること。

オ 増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に20分間防火設備が設けられていること。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。